

## 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正について

### 1 横浜市生活環境の保全等に関する条例の概要

#### (1) 名称

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月 25 日横浜市条例第 58 号）

#### (2) 目的

事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

#### (3) 内容

事業所を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染などの従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題についても対象にし、本市や事業者、市民の皆様の責務を定めています。

### 2 改正の趣旨

#### (1) 県条例改正との整合等を図るもの

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日神奈川県条例第 35 号）が平成 23 年 7 月に改正されたことから、県条例第 116 条の規定に基づき、県条例改正との整合を図るために、市条例においても改正が必要となる項目について改正するものです。

また、併せて、市条例の運用において必要となる軽微な事項等について改正を行います。

【参考】県条例の施行日：平成 24 年 10 月（予定）

#### (2) 土壌汚染対策法改正に伴うもの

平成 22 年 4 月の土壌汚染対策法の改正に伴い、改正法や現行の市条例で規制されない土壌汚染への対応について横浜市環境創造審議会に諮問し、得られた答申をもとに、土壌・地下水汚染対策について、改正するものです。

### 3 改正の概要

#### (1) 県条例改正との整合等を図るもの

##### ア 追加する項目

##### ① 指定事業所の自主管理の推進（第44条の2）

事業者は、化学物質の自主的な管理を促進するため、製造・使用・保管等を行っている化学物質に関する情報について、その情報の収集及び整理に努めなければならないとする規定を追加します。

##### ② 応急措置を実施する事故の届出の規定の追加（第149条）

事業所等において生じた事故のうち、規則で定める物質が放出され又は発生した場合は、事業者は市長に直ちに通報し、応急措置を実施するとともに、事故の概要を報告する規定を追加します。

##### ③ 違反者等への勧告・公表規定の追加（第156条他）

条例の規定に違反している者等に対して、必要な措置をとるよう勧告し、勧告に従わなかったときは、その者の氏名や違反の事実などを公表することができる規定を追加します。

##### ④ 石綿排出作業の届出の規定の追加（第89条、第94条）

大気汚染防止法に規定する特定粉じん（石綿）排出等作業については、その作業を完了したときの届出の規定がないことから、その規定を追加します。

##### イ 変更する項目

##### ① 屋外燃焼行為の制限の見直し（第47条）

屋外における燃焼行為の制限の対象を「事業者は」から「何人も」に変更します。また、制限の適用を除外する燃焼行為を明確化します。

##### ② 拡声機騒音規制の適用除外の明確化（第51条）

規制が適用されない拡声機騒音である「公共のための宣伝放送その他営利を目的としない宣伝放送」の対象を明確化します。

##### ウ 削除する項目

##### ① 指定事業所の手続きの簡素・合理化（第9条）

現在の指定事業所の変更の手続きは、「許可」、「事前の届出」、「事後の届出」の3種類となっていますが、このうち「事前の届出」の規定を削除し、「許可」と「事後の届出」に整理します。

##### ② 他法令の規制との関係整理等（第66条～第70条）

改正廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、廃棄物処分場跡地等に関する届出が義務付けられたことから、市条例から同様な規定を削除します。

③ 特定低公害車導入義務の削除（第135条～第137条）

自動車の排出ガス規制の強化に伴い、現在では、新車として販売される自動車の全てが特定低公害車に相当する状況となっていることから、その導入義務を削除します。

(2) 土壤汚染対策法改正に伴うもの

ア 追加する項目

① 土壤・地下水汚染の把握の機会拡充（第65条）

土壤汚染対策法の対象とならない規模の土地の形質変更のうち、規則で定める規模のものについて、土壤汚染に関する調査等を行うこととします。

【参考】土壤汚染対策法の対象となる規模：3,000㎡以上

改正規則で定める規模：2,000㎡以上3,000㎡未満（予定）

② 土壤調査の信頼性の確保（第64条の2）

土壤調査は環境大臣の指定を受けた指定調査機関が行うものとします。

③ 区域の分類及び必要な対策の明確化（第66条他）

土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれの有無に応じて区域を分類し、健康被害のおそれがある区域に対して、汚染の除去等の措置を義務付けます。

④ 搬出汚染土壌の適正処理（第69条～第69条の6）

汚染土壌を区域外に搬出して処理する場合には、事前に届出を行い、処理委託先を法に基づく許可を受けた汚染土壌処理業者とします。

⑤ 違反者への罰則（第159条の2、第161条の2、第161条の3、第165条）

届出違反等について、法と同等の罰則を追加します。

イ 変更する項目

① 土地所有者等の責務の明確化（第64条の2他）

調査・対策を行う者を「事業者」から土壌の掘削等を行う権原を有する「土地の所有者等」に変更します。

② 市条例手続きの整理

法と市条例で重複する手続きについて、これを是正します。

4 施行予定日

平成24年10月施行予定（県条例の施行予定日と同一）